

諮問第204号の答申  
経済産業省生産動態統計調査の変更について

本委員会は、諮問第204号による経済産業省生産動態統計調査の変更（令和9年1月分以降を対象とする調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

## 記

## 1 本調査計画の変更

## (1) 承認の適否

(第4回部会の審議結果を踏まえて記載)

## (2) 理由等

## ア 調査対象の範囲の変更

本申請では、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。）に基づき、調査計画別表第1に掲げる生産品目について、表1のとおり、見直しを行い、現行の1,684品目から1,517品目とする計画である。

表1 統一基準に基づく調査品目の見直し

区分	統一基準の内容 (統一基準の該当部分)	調査品目例	変更数
新規採用	a. 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、調査が可能なもの(1(1)③iii)	紙管(紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報(その2)製品) 鉄粉・鉄系粉末、うち、粉末冶金用(鉄鋼月報(その7)製品)	+8 うち、 a. 採用基準 +3 b. 行政ニーズ等+5
	b. 上記に加えて、行政上必要な商品(1(1)③iii)	シリコンウエハ(回路形成済み)(機械器具月報(その15)製品) 半導体材料ガス、半導体製造用薬液(化学月報製品) 織物加工高、ニット生地加工高(繊維・生活用品月報(その3)生産(加工)内訳)	
統合	c. 基準(年間出荷額100億円)未満かつ、類似商品との統合が可能なもの(1(1)③i)	「再生・半合成繊維糸」、「アクリル糸」、「ポリエステル糸」、「その他の合成繊維糸」 →「化学繊維紡績糸」 (繊維・生活用品月報(その1)製品)	▲131 うち、 c. 基準未満▲94 d. 秘匿 ▲37 ※基準未満と秘

区分	統一基準の内容 (統一基準の該当部分)	調査品目例	変更数
	d. 秘匿処理が必要な商品 かつ、類似商品との統合が 可能なもの(1(1)③ii)	「はん用ガソリン機関3PS未満(2サイクル)」、 「はん用ガソリン機関3PS未満(4サイクル)」 →「はん用ガソリン機関3PS未満」 (機械器具月報(その1)製品)	匿、両方当てはまる場合は、「基準未満」を優先してカウント
削除	e. 基準(年間出荷額100億円) 未満 かつ、類似商品との統合が 困難なもの(1(1)③i)	避雷装置 旧(機械器具月報(その29)製品) 補聴器 旧(機械器具月報(その34)製品)	▲44 うち、 e. 基準未満▲33 f. 秘匿 ▲11
	f. 秘匿処理が必要な商品 かつ、類似商品と統合が困 難なもの(1(1)③ii)	電気かみそり 旧(機械器具月報(その31)製品) 薄型テレビ 旧(機械器具月報(その34)製品)	
品目計			1,684→1,517品目 (▲167)

統一基準は、鋳工業の生産活動の実態に見合った調査品目の設定を行うため、年間出荷額による採否基準や秘匿処理が必要な品目の取扱い等を定めたものであり、平成14年調査の変更計画に係る統計審議会への諮問(平成13年9月14日付け諮問第277号)において経済産業省から提示されて以降、平成27年5月21日付け諮問第79号や令和7年5月16日付け諮問第193号の答申等においても、その内容が確認されてきたものである。今回の調査品目の見直しは、この統一基準を踏まえたものである。

一方、本委員会は、前記諮問第193号の答申において、

- ・ 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を確認した上で、見直しの検討を進めること、
  - ・ 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること、
- について、留意することが望ましいとしている。

このような点を踏まえ、今回の調査品目及び調査事項等の改正に当たって、経済産業省は、

- ① 全ての調査品目及び調査事項の改正案について、業界団体に対して意見照会を行い、その結果を踏まえて調整を行っており、
- ② 鋳工業指数や国民経済計算の作成部署に対しても全ての変更内容について意見照会を行い、各経済指標への影響について問題ない旨の確認を得ている、

としており、本委員会はこれらの調査品目の見直しに係る検討過程について確認を行った。

この結果、関係者への意見照会の時期や内容について、調査実施者からの説明があり、これに関して見直しの検討の過程についてより一層の透明性を確保することが望ましいとの意見はみられたものの、今般の調査品目の見直しは、前記のとおり、統一基準を踏まえたものであるとともに、行政上のニーズや結果の利活用の状況についても関係者への意見照会をした上でなされたものであることが確認できたことから、適当である。

## イ 調査事項の変更

### (ア) 調査品目の見直しに伴う調査事項の変更

本申請では、上記アの調査品目の見直し等に伴い、表2の例のとおり、調査事項について変更する計画である。

表2 調査品目の見直しに伴う調査事項の変更

変更内容	現 行	変更案	変更理由
品目統合に伴う調査事項の廃止	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」について、「生産」、「受入」、「出荷」、「月末在庫」を把握 ・「破碎機」について「生産」を把握	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」と「破碎機」を基準未満のため統合 ・「破碎解体機」と「破碎機」を統合し、統合後の「破碎機」について「生産」のみ把握（「受入」「出荷」「月末在庫」は廃止）	・「破碎機」は一般的に受注生産で一括生産される品目であるため、他事業所からの「受入」は基本的に発生しないことから「生産」のみを把握 ・統合される「破碎解体機」も、現在は主に受注生産されており、近年は「受入」、「出荷」の実績がゼロであり、「月末在庫」の実績もほとんどないことから、これらを廃止
	【機械器具月報（その29）製品欄】 ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」について、「生産数量（台数）」、「生産第2数量（容量（kVA）」、「生産金額」を把握 ・「低圧電力用・機器用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産金額」を把握	【機械器具月報（その13）製品欄】 ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」を基準未満のため統合 ・統合後の「コンデンサ（電子機器用のものを除く）」について「生産数量」、「生産金額」を把握 （「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量（容量（kVA）」は廃止）	・「低圧電力用・機械用コンデンサ」は製品規格にあまり差がない品目であるため、これまで「生産数量（台数）」のみ把握 ・統合にあたり「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」のみで把握していた「生産第2数量」については、報告者負担軽減の観点から廃止
	【機械器具月報（その33）製品欄】 ・「デジタル伝送装置」について、「生産数量」と「生産金額」を把握 ・「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」について、「生産金額」を把握	【機械器具月報（その14）製品欄】 ・「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」を統合 ・統合後の「搬送装置」について「生産金額」を把握 （「デジタル伝送装置」の「生産数量」は廃止）	・生産する事業所数が少なく、秘匿解消のために「デジタル伝送装置」と「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」を統合 ・統合される「その他の搬送装置・付属装置（変復調装置を含む）」には、装置本体だけでなく、付属装置が含まれるため、生産数量を調査することは困難 ・そのため統合後は「生産金額」のみを把握することで調整
調査品目の再編・統合	【機械器具月報（その28）製品欄】 ・「一般用エンジン発電機(3kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(3kVAをこえ10kVA以下)」	【機械器具月報（その12）製品欄】 ・「一般用エンジン発電機(75kVA以下)」 ・「一般用エンジン発電機(75kVAをこえるもの)」	・現行区分では基準額に満たない項目が多く発生 ・基準を満たす条件を検討した結果、貿易統計の区分(75kVA以下及び超)に準じた区分とすることとし、

変更内容	現 行	変更案	変更理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般用エンジン発電機 (10kVAをこえ200kVA以下)」</li> <li>・「一般用エンジン発電機 (200kVAをこえるもの)」</li> </ul> を把握	を把握 (機械器具月報 (その12) の製品)	業界団体にも時系列比較が不可能になることも含め調整
調査品目の範囲変更	<b>【織物生産月報 生産内訳欄】</b> 「毛織物」のうち「紡毛」について、用途別に「生産内訳」を把握 (「毛織物」のうち「そ毛」については用途別の「生産内訳」を把握せず)	<b>【繊維・生活用品月報(その1) 用途別生産内訳欄】</b> 「そ毛」と「紡毛」を合わせた「毛織物」の用途別の「生産内訳」の把握 (繊維・生活用品月報(その1)の生産内訳)	これまで「毛織物」のうち「紡毛」の「生産内訳」のみを把握してきたが、生産量の減少により調査品目の「そ毛」と「紡毛」を「毛織物」に統合することに伴い、「紡毛」の「生産内訳」のみを特掲して把握する必要性が低下したため

このうち、品目統合に伴う調査事項の廃止に関する変更の例として、「破碎解体機」と「破碎機」の統合に伴う「受入」「出荷」「月末在庫」の廃止については、「破碎機」は受注生産で一括生産される品目であり、これらの調査事項の実績が全くない、又は、ほとんどないため、廃止しても支障はないとしていることから、適当である。

また、「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力用・機器用コンデンサ」の統合に伴う「生産第2数量(容量(kVA))」の廃止については、これまで、生産第2数量は「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」においてのみ把握されてきたものであり、仮に調査継続とした場合、品目統合によって「低圧電力用・機器用コンデンサ」のみを報告している事業所に新たに報告を求めることも考えられるが、業界団体等への照会を通じ利活用ニーズの低下が確認され、報告者負担の軽減のために廃止を行うものであるとしており、**…(第4回部会の審議結果を踏まえて記載)。**

調査品目の再編・統合に関する変更の例として、「一般用エンジン発電機」の区分変更については、区分変更に伴い時系列比較が困難となるが、①現行の4区分から2区分への統合であり報告者負担軽減となる、②貿易統計との整合性が向上することが確認できたとともに、ユーザーである一般用発電機を所管する業界団体と調整済であることから、適当である。

調査品目の範囲変更に関する変更の例として、「毛織物」の用途別「生産内訳」の変更については、「そ毛」のみを報告している事業所においては、品目の統合によって、これまで把握していなかった用途別内訳の報告が新たに求められることとなり、報告者負担が増加することとなるが、毛織物を所管する業界団体として生産の内訳情報を継続して把握したいとの強い要望があり、その変更について了承を得ているとしていることから、適当である。

(イ) その他の調査事項の整理・見直し

本申請では、上記(ア)のほか、表3の例のとおり、生産内訳の変更等を行う計画である。

表3 その他の調査事項の整理・見直し

内容	現行	変更案	変更理由
生産内訳の変更	【染色整理月報 製品】 調査品目別に、生産(加工高)の内訳の詳細(精練・漂白品、浸染品、なっ染品及び整理)を把握	【繊維・生活用品月報(その3) 生産(加工)内訳】 調査品目別に、加工高の総額を把握し、調査品目を統合した「織物」、「ニット生地」については、引き続き生産内訳別の加工高を把握	秘匿が多く発生していることから、秘匿を解消し結果表章を可能とするため
受入内訳の変更	【機械器具月報(その31) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」を「国内」と「国外」に分けて把握	【機械器具月報(その2) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」のみ把握(「国内」、「国外」を廃止)	「国内」、「国外」の内訳については、かつて海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を分析するため把握することとなっていたが、現在は、使用に関する実績がなく、行政ニーズ等が低下したため
労務欄の変更 (従業者数調査)	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・有機薬品部門 【石油化学製品月報】 ・その他の石油化学製品部門	【化学月報】 有機薬品・その他の石油化学製品部門	石油化学製品月報の労務欄は、行政上のニーズを踏まえ、合成ゴム部門を除き、他の月報の類似の部門と合算した数値を公表するとともに、別途、石油化学製品部門の合計値を公表してきたところ、今回、関係する月報が統合されたことを踏まえ、現行の公表区分に合わせた調査区分に再編するため(なお、石油化学製品部門の合計値は廃止)
	【石油化学製品月報】 ・プラスチック部門 【プラスチック月報】 ・プラスチック部門	【化学月報】 プラスチック部門	
	【コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報】 ・コールドール製品・環式中間物及び合成染料部門 【石油化学製品月報】 ・環式中間物部門 ・芳香族製品部門	【化学月報】 その他の化学製品部門	
	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・写真フィルム部門	(廃止)	
調査品目の名称変更	・「トンネル掘進機」	・「掘削機(ショベル系を除く)」 (機械器具月報(その2)の製品)	経済センサスの分類名に合わせるため
	・「自動車用電球」	・白熱電球(自動車用) (機械器具月報(その2)の製品)	「白熱電球(自動車用以外)」と区別するため
	・軽自動車・気筒容積660 <del>ml</del> <u>ml</u> 以下 (以下略)	・軽自動車・気筒容積660 <del>ml</del> <u>ml</u> 以下 (機械器具月報(その2)の製品) (以下略)	分かりやすくするため、単位の表記を変更
	・タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門	・タフテッドカーペット・不織布部門 (繊維・生活用品月報(その2)の製品)	「フェルト」の品目廃止に伴う名称変更
	・ニット・衣服縫製品部門	・ニット・織物製衣服部門 (繊維・生活用品月報(その4))	品目統合に伴う名称変更

内容	現 行	変更案	変更理由
		の製品)	
	・中質繊維板	・乾式繊維板 (窯業・建材月報(その3)の製品)	品目統合に伴う名称変更

生産内訳の変更については、現在、秘匿の必要性が生じ、表章がなされていない調査結果について、表章を可能とするためのものであることから、適当である。

受入内訳の変更については、調査事項を設定した当時は、特定の品目において国内生産から海外生産へと移転を進める動きがあり、海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を把握する行政ニーズ等があったが、海外生産への移転が一巡したことにより、そのニーズが低下したことを踏まえたものであるとしていることから、適当である。

労務欄の変更については、調査票様式の変更に伴う再編であり、時系列比較に支障はないとしていることから、適当である。

調査品目の名称変更については、関連統計との整合性向上及び分かりやすい表記への見直しを図るものであることから、適当である。

#### ウ 調査票の統合

本申請では、現行の109種類の調査票を、報告者や調査品目等の内容を勘案し、表4のとおり、55種類の調査票に統合する計画である。

表4 統合による調査票数の変化

調査票分野	現 行	変更案
非鉄金属・金属製品	25	15
機械	39	19
窯業・建材	9	3
紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品	9	7
化学	11	2
繊維・生活用品	13	6
鉱業・石油製品・石炭製品	3	3
<b>全体</b>	<b>109</b>	<b>55</b>

本調査では、令和7年調査においてオンライン回答率が87.9%に達しており、報告者の約9割がオンラインで回答している状況にある。一方、オンライン調査で回答している調査対象者は、政府統計共同利用システムから調査票を個別にダウンロードした上で回答を入力し個別に送信する必要があるため、複数の調査票が割り当てられた事業所においては負担が大きい状況にある。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は、

- ① 調査票を統合することにより、報告者の記入負担の軽減及び調査実施者の作業負担の軽減に資する、
  - ② オンライン調査票についても、現行の Excel 形式から HTML 形式に変更し、見やすく入力しやすい電子調査票を構築する、
- こととしている。

一方、一部の調査票において調査品目のプレプリントを取り止め、報告者が調査品目一覧表から転記する方法に変更することとしているが、これにより報告誤りが誘発される可能性があることから、報告者への周知・説明及び誤回答防止のための対策について、…（第4回部会の審議結果を踏まえて記載）。

これらについては、…（第4回部会の審議結果を踏まえて記載）。

## エ 集計事項の変更

本申請では、調査計画別表第3に掲げる月報（確報）及び年報の集計事項について、これまで業種別で整理していたものを分野別に整理するよう変更する計画である。

この変更について、経済産業省は、今回の調査票の再編・統合に伴い、統合後の調査票が複数の「業種」にまたがる場合が生じ、現行の表形式では集計事項を正確に整理することが困難となったことへの対応であり、調査計画における集計事項の記載ぶりを変更するものであって、これまで調査品目単位で公表している月報（確報）と年報の内容には影響しないとしている。

これについては、…（第4回部会の審議結果を踏まえて記載）。

## オ 申請書類の誤りに係る修正

本申請に係る申請書類（別表第1新旧対照表、別表第2調査品目新旧対照表、別表第1変更後、別表第2変更後）において、調査票名、調査事項、調査範囲等の記載が申請すべき内容と一致していない箇所が合計65箇所あることから、別紙のとおり、修正する必要があることを指摘する。

これらの誤りについては、変更内容に関して網羅したマスター情報の整備が不十分であったこと等から生じたものであり、確認のためのマスター情報の十分な整備や誤りの確認に当たって、各調査票担当者以外の職員におけるダブルチェックや、過度にAIに依存しないようにした上でAIを適切に用いたチェックが重要であることが確認できた。

これらのことを踏まえ、今後、同様の誤りが生じないように、申請書類の作成・確認体制の見直しについて、後記3において、今後の課題として指摘する。

## 2 前回答申における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況

### (1) 統計委員会諮問第193号の答申（令和7年8月26日付け統計委第7号）における「今後の課題」への対応状況

本委員会は、令和7年、経済産業省生産動態統計調査（諮問第193号）の答申において、以下の課題を指摘した。

今回の集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更されることから、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障が生じないように、丁寧な対応を行うこと。

これについて、経済産業省は、令和7年12月26日に利活用ツールファイル、速報公表品目の新旧対応表及び公表内容の変更を踏まえた表章のイメージをホームページに掲載するとともに、令和8年1月30日に速報公表品目の新旧対応表を掲載したとしている。

これについては、…（第4回部会の審議結果を踏まえて記載）。

### (2) 統計委員会諮問第193号の答申（令和7年8月26日付け統計委第7号）における「留意すべき事項」への対応状況

本調査については、令和7年、経済産業省生産動態統計調査（諮問第193号）の答申において、以下の事項が留意すべき事項として示されている。

今後の調査計画の変更の検討に当たっては、「統一基準」の内容を踏まえつつ、以下の点についても併せて留意することが望ましい。

(1) 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること

(2) 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること

これについて、経済産業省は、前記1(2)アのとおり、今回の改正案の作成に当たり、業界団体との調整、省内や内閣府との協議を踏まえるとともに、変更申請に当たりパブリックコメントを実施し意見聴取を行ったとしている。

これについては、…（第4回部会の審議結果を踏まえて記載）。

### 3 今後の課題

#### ● 申請書類の作成・確認に当たっての体制・方法の見直しについて

前記1（2）オのとおり、

- ① 変更内容に関するマスター情報を作成し、調査計画や調査票等の資料との整合性を確認すること、
  - ② 担当者以外の職員によるダブルチェックに加え、A Iを適切に用いたチェックを実施すること、
- など、申請書類の作成・確認に当たっての体制・方法を見直すこと。